

北方領土問題の解決に向けた取り組み

# 再構築提言書

## 【要 約】

平成18年2月

北方領土隣接地域振興対策  
根室管内市・町連絡協議会

## 未来に希望の持てる取り組みへ

### －北方領土問題の解決に向けた取り組みの再構築－

私どもの先人がともした北方領土返還運動の灯火も61年を迎えようとしており、この間、私たちは返還運動原点の地域住民として、先頭に立って返還運動に取り組んで参りました。

大きな節目と言われた昨年、日口首脳会談での領土問題についての具体的前進はなくむしろ後退の感すら抱く残念な結果となり、その落胆失望は誠に大きなものがあります。

もとより、北方領土問題の解決は国の強力な外交交渉によるものであり、この後支えとしての国民運動、とりわけ当地は返還運動原点の地域としていかなる事態や環境になろうとも運動に邁進していくことに揺るぎはありません。

しかしながら、今日、外交交渉の長期化が避けられない中であって、高齢化によって元居住者は減少し、領土が未返還のために自由な操業や貿易を行えないといったことに代表される様々な社会経済活動上の制約、ハンディキャップを背負わされている北方領土隣接地域の疲弊も限界に達しております。

さらに、残念ながら北方領土問題に対する国民の認識も未だ薄いといった現実もあります。

このような状況を踏まえたとき、今後の北方領土問題の解決は、返還に向けたより戦略的な環境づくりと、内政問題としての元居住者や北方領土隣接地域に対する適正な戦後処理を図る

### 未来に希望の持てる取り組み

に再構築する必要があります。

本提言は、このような観点から北方領土問題の影響を直接的に受ける地域として、その取り組みの再構築について提案・要望するものであり、国、道をはじめとする関係各位のご理解と適切な対応を求めるものです。

北方領土隣接地域振興対策  
根室管内市・町連絡協議会  
会長 根室市長 藤原 弘

## 1. 北方領土返還運動と北方四島交流の再構築

これまで北方領土返還運動は強力な領土返還交渉を支える環境づくりとして大きな役割を果たしてきており、その活動は全国的な広がりを見せております。

しかし、これら活発な活動の反面、北方領土の返還に向けた国民世論の形成は必ずしも十分とはいえない状況にあります。

また、今後、北方領土返還の実現までに長期の時間を要することが予想される中、返還運動を次の世代に引き継いでいくための北方領土教育の充実と後継者の育成が新たな課題となっております。

もとより、北方領土の返還がわが国の重要な国家課題であることからすれば、その解決に向けた国民運動としての北方領土返還運動もまた

### 国の責任のもとでの推進

を基本とするものであり、その観点から取り組みを再構築すべきものと考えます。

一方、北方領土問題の解決に向けた環境づくりの面では北方四島との交流活動もまた重要な役割を担っておりますが、最近の四島交流はロシア人在住者の領土問題に対する理解意欲が極めて低調であるなど、その交流内容を当初の目的である「北方領土返還に向けた環境整備」の達成のために見直す必要があります。

ロシアの不法占拠下にある四島との交流については、平成元年の閣議了解にあるとおり、わが国並びに第三国の入域自粛が原則であり、北方四島との交流があくまでこの原則の「特例」という枠組みの下に進められていることは理解しておりますが、かかる現状を踏まえると、その交流内容を北方領土返還に向けた戦略的環境づくりの観点からより実効性のある

### ポスト四島交流

に見直すべきであり、この点についての国の主体的な取り組みによる再構築を提言するものであります。

【北方領土返還運動の再構築に関する提言】

- 国民世論の一層の喚起を促す運動に再構築すべく次の対応を提言します

項 目	内 容
効率的な推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の総合窓口の設置、総合調整機能の充実</li> <li>○北方領土返還運動戦略会議の設置</li> <li>○国の関係諸団体支援の強化</li> <li>○国、道関係市町による「北方領土関連総合現地本部」の設置と活動財源としての「北方領土母都市推進交付金」の創設</li> </ul>
国民世論の喚起に向けた活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスメディアを活用した国民議論の活性化</li> <li>○インターネットの活用等による啓発活動の一層の充実</li> <li>○北方領土隣接地域における啓発施設の整備促進</li> </ul>
国外啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要国際会議における啓発活動の実施</li> <li>○外国語ホームページの作成、外国向け番組配信</li> <li>○ロシア国内向け啓発活動の一層の推進</li> </ul>

- 次の世代につながる運動に再構築すべく次の対応を提言します

項 目	内 容
北方領土教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科書における北方領土問題の記載拡大</li> <li>○北方領土問題に関する教員資質の向上</li> <li>○修学旅行等北方領土問題学習機会の充実、現地研修施設の整備</li> </ul>
運動後継者の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国青年会議所等での運動推進室の設置</li> <li>○元居住者後継者の諸活動に対する援助の強化</li> </ul>

【ポスト四島交流への再構築に関する提言】

- これまでの人的交流については一般的な交流を見直し、日口の相互協力・相互理解の深化の面でより高い実効性を期待できる次のポスト四島交流事業の実施を提言します

項 目	内 容
北方四島周辺海域 有用水産資源の管 理、資源増大	○有用水産資源の管理・増大のための共同調査研 究、開発の実施 ○根室市水産研究所を拠点としたハナサキプログ ラムの推進
北方四島在住ロシ ア人への医療支援	○市立根室病院の北方領土医療支援拠点病院とし ての国費による機能整備と運営 ○北方領土日常医療に対する遠隔支援機能の整備 ○町立中標津病院の航空機を利用した緊急患者の 受入れ
日常生活物資供 給	○四島への衣食住にかかる日常生活物資供給の 有償での実施
北方四島自然環境 の保全	○北方領土自然環境研究センターの設置と運営 ○北方四島の環境保全に関する国際フォーラムの 開催等 ○北方四島内の自然環境並びに周辺海域の水質等 海洋環境の現状と保全に関する共同調査研究の 実施 ○環境保全型観光の可能性検討
教育、研究、自由訪 問（墓参を含む）の ための多様な交流 の実現	○青少年の相互理解推進のための語学研修と領土 学習の実施、留学制度の創設、受入機能の整備 等 ○資源の保護・管理のための研究の長期滞在化 ○自由訪問（墓参を含む）におけるゆとりある日 程の確保
地震対策研究	○北方四島周辺地震対策に関する共同研究 ○北方四島に対する地震情報のリアルタイム供給

## 2. 北方領土元居住者に対する直接的支援措置の実施

北方領土問題は昨年の日口首脳会談においても何ら進展が見られず、今後、返還交渉の長期化を覚悟しなければならない状況となっております。

一方、北方領土問題については領土の日本帰属ということのほか、元居住者の財産権の不行使に対する補償等の戦後処理の問題が残されており、元居住者団体の再三の要請にもかかわらず、国は領土が未返還なことや他との均衡といった理由からこの実施に消極的です。

また、北方地域旧漁業権者についても未だ補償の実現が図られておりません。

しかしながら、元居住者の平均年齢が73歳と高齢化し既に約半数の方々が亡くなっている中であって、今後、領土返還交渉が長期化することによってさらなる苦難を強いなければならない状況となっていることや、後継者育成活動の活性化を図る必要があること等を勸案したとき、国は北方領土の返還を待つまでもなく、これらの方々に対する直接的な支援措置を早急に検討し、

### 援護対策のすみやかな実施

に向け、その具体的対策を図ることが求められます。

#### 【解決すべき元居住者等に対する援護対策に関する提言】

次の援護対策のすみやかな実施を提言します。

- 元居住者の財産権の不行使による経済的損失・精神的苦痛に対する国の具体的な直接的支援措置の速やかな実施。
- 北対協融資制度における死後承継措置の拡大、生前承継対象者の要件緩和についての立法趣旨に鑑みた早急な法改正。
- 北方地域旧漁業権者に対する補償の実施。

### 3. 北方領土隣接地域の復興対策の実施

根室市を始めとする1市4町は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年、法律第85号）、以下「北特法」と略す」において「北方領土隣接地域」として位置付けられており、同法に基づいて「北方領土隣接地域安定振興対策」並びに基金運用益による「北方領土隣接地域振興事業」が実施されております。

しかしながら、戦後60年以上に亘り北方領土問題が未解決なために自由な社会経済活動を阻害され、ハンディキャップを背負わされ続けている北方領土隣接地域は、これら対策の内容だけではその本来持つべき地域社会としての機能・活力を回復するには至らず、地域の疲弊は限界に達しております。

北特法において、「領土問題が未解決なためその望ましい地域社会の発展を阻害されるという特殊事情におかれている地域」と明記されている北方領土隣接地域は、戦後の北方領土問題が未解決なことによる影響を直接的に受ける北方領土問題の当事者であり、その地域疲弊の回復は「地域振興」という視点で行われるべきものではなく、他の領土返還地域と同様に

#### 国による復興対策

として取り組まれるべきものであります。

よって、その観点から国の責任の下での強力な対策の実施を提言するものであります。

なお、北方領土隣接地域における復興対策の実施に当たっては、北方領土返還に向けた環境整備を戦略的に進める観点から

#### 北方領土の母都市としての機能集積

を積極的に進め、北方四島さらにはロシア極東地域との経済・社会・文化・教育等の面における交流の活発化を図るべきであり、この点を念頭に置いた事業の推進を提言するものであります。

【北方領土隣接地域の復興対策に関する提言】

- 地域の国際交易機能・関連産業集積のための基盤整備として、次の事業の実施を提言します

項目	内容
自由貿易ゾーン（経済特区）の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣漁業に影響を与えない範囲での水産物輸入規制の緩和</li> <li>○北方四島周辺海域からの輸入水産物に対する軽減税率の適用</li> <li>○製品の製品課税・原料課税の任意選択</li> <li>○総合保税地域指定要件の緩和</li> <li>○許可前通関の保証金減免、必要財源確保</li> <li>○通関手続き・出入港手続きの簡素化、24時間化</li> <li>○対口貿易保険条件の緩和等</li> </ul>
関連産業の集積促進	○集積企業に対する優遇税制、優遇融資制度の創設
四島在住ロシア人労働力の活用検討	○外国人就労規制の緩和等
交易関連インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○拠点港整備にかかる管理者負担の軽減・新規特定財源の確保、関連する漁港等の整備促進</li> <li>○工業団地、通信施設の重点整備と負担軽減</li> </ul>

- 北方領土問題が未解決なために被っている漁業者の金銭的支出の国費による負担並びに関連施設の整備等について、次の施策の実施を提言します

対象漁業	内容
漁業協力金等の負担軽減	○貝殻島昆布採取漁業の採取料、ロシア人見学者・機材供与費の国費負担
	○四島周辺海域安全操業の漁業協力費、機材供与費の一部の国費負担
	○日口地先沖合漁業の内、四島接続200カイリ内操業漁業の漁業者負担分協力金の国費負担
操業の拡大	○四島周辺海域安全操業の対象魚種・区域の拡大
漁港の整備促進	○根室管内漁港の整備促進
外国船操業規制	○四島接続200カイリ内外国トロール漁船規制の強化



- 北方領土母都市としての機能整備に関して、次の事業の実施を提言します

項 目	内 容
医療拠点機能の整備と運営	○市立根室病院の北方四島医療支援拠点病院としての国費による機能整備と運営
北方文化研究機能の整備	○北方文化研究博物館の整備等
観光の振興	○北方領土問題啓発の観点からの観光機能整備と財源手当
交通アクセス機能の整備	○北方四島への航路開設・砕氷機能を持つ専用船建造・関連施設整備 ○北方四島災害時支援基地港としての重要港湾根室港の機能強化 ○標津漁港の北方四島を含めた防災拠点港としての整備促進 ○北方四島への空路開設（中標津～国後島・択捉島） ○北方領土隣接地域内バス路線の整備と運行費の補填

- 北特法に基づく優遇措置等の地元の実情に即した有効活用を図る観点から、北特法の改正もしくはそれに代わる新制度の制定を提言します

項 目	内 容
第7条（特別助成）の改正	○現行のかさ上げ方式から特例地域としての政令による補助・負担率の独自設定に改正
第10条（北方領土隣接地域振興等基金）の改正等	○北方領土隣接地域振興等補助金（現行1.8億円）の北方領土隣接地域再生臨時交付金（8.5億円）並びに北方領土問題等対策費補助金（0.5億円）への改正と、当該改正に伴う国、道における必要予算措置

- 地域財源対策の充実を図るため、次の財源確保に関する特例措置を実施されるよう提言します

区分	内容
永久公債の特例発行	○現行で地方公営企業の建設に要する資金にのみ適用されている「永久公債」の普通会計での発行の特例認可
北方領土母都市推進交付金の創設	○国、道、関係市町職員からなる現地スタッフ体制である「北方領土関連総合現地本部」での総合的かつ戦略的施策推進のための活動財源としての「北方領土母都市推進交付金」の創設
北方領土隣接地域振興宝くじの発売	○現行で都道府県、政令指定都市にのみ発売が認められている宝くじの北方領土隣接地域1市4町（協議会）での発行の特例認可
特別交付税の配慮	○特別交付税に関する省令に基づく「北方領土問題対策に要する経費」についての特別交付税の増額
第5期安定振興計画推進補助金の拡充	○北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金の内容の拡充（予算枠・対象事業の拡大・補助率向上・地元負担の財源対策・次期計画への反映）

【取り組み再構築の円滑な推進に関する附帯要望】

取り組みの再構築にあたり、その円滑な推進を図る観点から国による北方領土問題未解決に伴う損失の調査、並びに領土問題の解決と戦後処理の円滑な推進に関する基本戦略調査の実施とそれに基づくアクションプログラムの策定、関連諸施策の確立を要望します

# 目 次

## 未来に希望の持てる取り組みへ1

1. 北方領土返還運動と北方四島交流の再構築 .....	1
【北方領土返還運動の再構築に関する提言】 .....	2
○ 国民世論の一層の喚起を促す運動への再構築.....	2
○ 次の世代につながる運動への再構築.....	2
【ポスト四島交流への再構築に関する提言】 .....	3
○ ポスト四島交流事業の実施.....	3
2. 北方領土元居住者に対する直接的支援措置の実施 .....	4
【解決すべき元居住者等に対する援護対策に関する提言】 .....	4
○ 財産権の不行使による損失・苦痛に対する直接的支援措置の実施.....	4
○ 北対協融資の死後承継、生前承継要件の緩和に関する法改正.....	4
○ 北方地域旧漁業権者に対する補償の実施.....	4
3. 北方領土隣接地域の復興対策の実施 .....	5
【北方領土隣接地域の復興対策に関する提言】 .....	6
○ 国際交易機能・関連産業集積のための基盤整備.....	6
○ 漁業者負担の軽減、関連施設の整備等.....	6
○ 北方領土母都市としての機能整備.....	7
○ 北特法の改正もしくはそれに代わる新制度の制定.....	7
○ 地域財源対策の充実.....	8
【取り組み再構築の円滑な推進に関する附帯要望】 .....	8